

高知県脳卒中地域連携パス運用ガイドライン

1 パスの作成の目的

- (1) ・急性期脳卒中患者の円滑な治療の継続体制を地域で構築する
・医療連携の様々な問題を解決する
上記の目的のため、地域連携パスを作成する

2 地域連携パス参加施設

- (1) 脳卒中地域連携パスに賛同する医療機関・施設・在宅部門等、脳卒中診療に携わる幅広い機関。
- (2) それぞれの医療機関等の機能に合わせて、最初に入院を受け入れる保険医療機関、転院後の入院医療を担う保険医療機関、外来医療等を担う連携保険医療機関に分け、これらを「高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会」 会員とする。この時、複数の機能を持つ医療機関等はその区分毎に登録する。
- (3) 脳卒中連携パス運用に係る診療報酬の算定を行う医療機関は、該当する診療科について各医療機関が厚生支局に届け出ること。
- (4) 他の医療圏であっても、参加を希望する施設は連携が必要な場合は参加を妨げない
- (5) 医師会、行政は単独で参加する

3 参加施設の義務

- (1) 定期的開催される脳卒中地域連携パスの会・勉強会・講演会などに積極的に参加する。2.(3)で届け出た医療機関については、提出したリストに応じてそれぞれ年3回以上の面会を行う。
- (2) 地域連携パスの使用状況調査に協力する。
- (3) 脳卒中連携に関する諸問題に積極的に関与する。
- (4) 地域連携パスの改定にあたってはこれに協力する。
- (5) 地域連携パスの使用によって脳卒中診療の向上、脳卒中連携の向上に努める。

4 地域連携パスについて

- (1) 高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会を中心に高知県で運用する。
パスの改定は世話人会*の決議を以って行うこととする。改定時期はとくに定めない。
実際に運用している現場の声を反映させる。
- (2) 得られた情報は個人情報に留意し共同の目的に使用する。
- (3) 地域連携パスのデータは毎年これを公表する。
- (4) 地域連携パスの流用、他のパスへの応用などは原則認めるが、出典を明らかにしたうえで利用する。
- (5) 地域連携パスの運用に関しては別途、使用手順書を定める。

世話人会*：「高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会 世話人会 会則」参照。

5 事務局

- (1) 高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会の事務局は、高知大学医学部脳神経外科学講座が行う。

以上